

次のとおり公募に付する。

令和8年4月7日

令和8年度岩手県仕事と子育ての両立支援促進事業委託に係る受託希望者の 公募について

岩手県では、企業等における仕事と子育ての両立支援を促進するため、次世代育成支援対策推進法（平成十五年法律第百二十号）に基づく一般事業主行動計画（以下「行動計画」という。）を未策定の企業等を対象に、社会保険労務士を派遣し、企業等における仕事と子育てや家庭生活を両立できる環境づくりに向けた現状把握、課題分析及び行動計画策定のためのフォローアップ支援を行う「令和8年度岩手県仕事と子育ての両立支援促進事業」を委託により実施します。

つきましては、当該委託事業の受託希望者を募集しますので、受託を希望する場合は、別紙「令和8年度岩手県仕事と子育ての両立支援促進事業委託に係る受託希望届」により、令和8年4月20日（月）（必着）までに、岩手県保健福祉部子ども子育て支援室まで届け出てください（直接持参又は郵送）。

なお、下記1の応募要件を1つでも満たさない者の届出は無効とし、届出者が1者の場合には、当該届出のあった者を「契約候補者」とし、2者以上の場合には別途企画提案の方法により「契約候補者」を選定します。

追って、「契約候補者」となった場合は、別途見積書を提出していただき、県の定める予定価格の範囲内であれば契約することとなりますので、「契約候補者」となったことによって契約を確約するものではありません。

御不明な点は、岩手県保健福祉部子ども子育て支援室次世代育成担当までお問い合わせください。

記

1 応募要件

本業務の応募要件は、次の各号の全てに該当するものであることとします。

- (1) 岩手県内に主たる事務所を有する法人等で、2に記載する業務の実施が可能な者
- (2) 社会保険労務士法（昭和四十三年法律第八十九号）に基づく社会保険労務士（以下「社労士」という。）を構成員として擁し、当該構成員による業務の実施について、組織的に統括及び調整を行うことができる者
- (3) 岩手県内に複数の支部・支店又はこれに類する拠点を有し、企業規模及び業種等の特性に応じて、同日に複数の社労士を県内全域に派遣するとともに、県内全域の企業と円滑な連絡調整を行うことができる体制を有している者
- (4) 地方自治法施行令（昭和22年法律第67号）第167条の4第1項及び第2号各号のいずれかの規定に該当しない者

- (5) 岩手県からの受託業務に関し、指名停止等の措置を受けていない者
- (6) 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2項に掲げる暴力団でないこと。

2 業務の内容

(1) 対象等

県内の一般事業主（以下「企業等」という。）のうち、行動計画を未策定であり、かつ、常時雇用する労働者（以下「従業員」という。）の数が51人以上100人以下である企業等を対象とし、その対象数は延べ450社とする。

ただし、業務の実施に当たっては、従業員数50人以下の企業等に対する社労士の派遣を妨げるものではない。

なお、同一企業等に対する社労士の派遣回数は、原則として2回を上限とする。

(2) 研修会実施

行動計画の策定に向けたフォローアップ支援を効果的に行うため、本業務において企業等を訪問する社労士を対象とした研修会を実施する。

(3) 社労士派遣を希望する企業等の募集

発注者と連携の上、発注者が作成した周知用チラシ等を対象企業等に配付し、社労士の派遣を希望する企業等の募集を行う。

(4) 社労士派遣

派遣を希望する企業等のほか、支援対象となり得る企業等を選定した上で社労士を派遣し、企業等における仕事と子育てや家庭生活を両立できる環境づくりに向けた現状把握、課題分析及び行動計画策定のためのフォローアップ支援を行う。

また、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成二十七年法律第六十四号）に基づく一般事業主行動計画の策定についても、必要に応じて情報提供を行うものとする。

なお、同一の社労士による1日の企業訪問回数は、2回を上限とする。

(5) 訪問実績の報告等

社労士は、訪問企業1件ごとに訪問実績報告書を作成し、訪問月の翌月10日までに、受託者を通して発注者に提出する。

また、受注者は、発注者から求めがあった場合には、適宜、本業務の進捗状況について報告を行うものとする。

(6) 実績報告等

企業訪問を実施し、訪問実績報告書を作成した社労士に対する謝礼については、受注者が社労士に直接支払うものとし、年度末に実績に応じて精算を行う。

3 業務実施に当たっての留意事項

(1) 個人情報管理

相談者、研修受講者等の個人情報は、岩手県個人情報保護条例（平成 13 年岩手県条例第 7 号）等により取り扱うこと。

(2) 契約の変更

仕様書に定める業務以外に必要な業務が生じた場合は、協議により契約の変更が行われることがあること。

(3) 関係機関との連絡調整

業務の実施にあたっては、必要に応じて、市町村、県、関係団体等と連絡調整を行い、業務の効果的な実施に努めること。

(4) その他

本業務の履行に当たっては、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成 25 年法律第 65 号）第 10 条第 1 項に基づく「岩手県知事部局における障がいを理由とする差別の解消の推進に関する対応要領」（平成 28 年 2 月 15 日付け障第 900 号保健福祉部長通知）第 3 に規定する合理的配慮について留意すること。

4 委託期間

契約日から令和 9 年 3 月 31 日まで

5 応募・照会窓口

〒020-8570 岩手県内丸 10-1

岩手県保健福祉部子ども子育て支援室次世代育成担当

電話 019-629-5494（直通）